

京都市上下水道局告示第61号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年1月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都府南丹市美山町原奥ミノ越3-1

山内設備

代表者 山内 勝弘

2 廃止年月日

平成27年12月31日

(上下水道局水道部給水課)